

令和5年2月24日招集

令和5年

第1回若桜町議会臨時会会議録

(令和5年2月24日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	上川 恭子		
書記	伊賀 忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第1号 専決第1号	専決処分の承認について 若桜町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の一部改正について	原案承認
2	議案第2号	令和4年度若桜町一般会計補正予算（第7号）	原案可決
3	議案第3号	令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計補正 予算（第3号）	原案可決
4	議案第4号	公の施設の指定管理者の指定（若桜駅前ナカ店舗 わかさカフェ）について	原案可決
5	議案第5号	公の施設の指定管理者の指定（若桜駅前にぎわいプ ラザ）について	原案可決
6	議案第6号	公の施設の指定管理者の指定（若桜町立多目的集会 施設）について	原案可決
7	議案第7号	公の施設の指定管理者の指定（若桜町活性化施設） について	原案可決
8	議案第8号	公の施設の指定管理者の指定（若桜エゴマ工房）に ついて	原案可決
9	議案第9号	公の施設の指定管理者の指定（若桜町精米施設）に ついて	原案可決
10	議案第10号	公の施設の指定管理者の指定（若桜町氷ノ山自然ふ れあいの里施設）について	原案可決
11	議案第11号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
12	議案第12号	財産の取得について	原案可決

## 令和5年第1回若桜町議会臨時会（第1号）

招集年月日	令和5年2月24日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時30分			
応招議員	1番	谷口 貴	6番	山本晴隆
	2番	森田二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾理明
	4番	山本安雄	9番	小林 誠
	5番	前住孝行	10番	山根政彦
不応招議員				
出席議員	1番	谷口 貴	6番	山本晴隆
	2番	森田二郎	7番	川上 守
	3番	梶原 明	8番	中尾理明
	4番	山本安雄	9番	小林 誠
	5番	前住孝行	10番	山根政彦
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	川戸 伸二	総 務 課 長	山口由企夫
	地域整備課長	竹本 英樹	企 画 政 策 課	谷本 剛
	経済産業課長	中島 毅彦		

## 令和5年第1回臨時会

### 会議の顛末

#### 本会議（2月24日）

##### 議長（山根政彦）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達していますので、令和5年第1回若桜町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

##### 議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

##### 日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、川上守議員、山本晴隆議員を指名します。

##### 日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

##### 日程第3

議案第1号 専決処分の承認について。

専決第1号 若桜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

##### 町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第1号 専決処分の承認について、でご

ざいですが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分をした案件について、同条第3項の規定により、本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案第1号 専決第1号の若桜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、でございますが、これは、令和4年人事院勧告に準じて適用する規定を追加するため、改正を行うものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

ご承認のほどよろしく願いいたします。

##### 議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

##### 日程第4

議案第2号 令和4年度若桜町一般会計補正予算（第7号）、議案第3号 令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

##### 町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第2号 令和4年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ8万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億2,614万3千円とするものでございます。

はじめに、歳入についてご説明いたします。諸収入で、総合賠償補償保険金として、8万9千円を追加いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

農林水産業費では、畜産業における飼料高騰対策支援として、補助金202万円を追加

いたしました。

商工費では、氷ノ山集客促進事業GOGOバーベキューの実績により、318万5千円を減額いたしました。

土木費では、損害賠償補償金8万9千円、公共下水道事業特別会計への繰出金201万円をそれぞれ追加いたしました。

なお、予備費において、歳入歳出総額の調整を行うため、84万5千円を減額しております。

続きまして、議案第3号 令和4年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、201万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,909万円とするものでございます。

歳入では、他会計繰入金に201万円を追加し、歳出では、公共下水道施設維持管理費で、光熱水費に201万円を追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第5

議案第4号 公の施設の指定管理者の指定（若桜駅ナカ店舗 わかさカフェ）について、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定（若桜駅前にぎわいプラザ）について、議案第6号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町立多目的集会施設）について、議案第7号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町活性化施設）について、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定（若桜エゴマ工房）について、議案第9号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町精

米施設）について、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設）について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

#### 町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第4号 公の施設の指定管理者の指定（若桜駅ナカ店舗 わかさカフェ）について、でございますが、これは若桜駅ナカ店舗の指定管理者として、株式会社やまね屋を指定することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定（若桜駅前にぎわいプラザ）について、でございますが、これは、若桜駅前にぎわいプラザの指定管理者として、株式会社やまね屋を指定することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第6号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町立多目的集会施設）について、でございますが、これは、若桜町立多目的集会施設の指定管理者として、鳥取いなば農業協同組合を指定することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第7号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町活性化施設）について、でございますが、これは若桜町活性化施設の指定管理者として、有限会社若桜農林振興を指定することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定（若桜エゴマ工房）について、でございますが、これは若桜エゴマ工房の指定管理者として、有限会社若桜農林振興を指定することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第9号 公の施設の指定管

理者の指定（若桜町精米施設）について、でございますが、これは若桜町精米施設の指定管理者として、有限会社若桜農林振興を指定することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定（若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設）について、でございますが、これは若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設の指定管理者として、中一&スマイルカンパニー株式会社を指定することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

#### 議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。  
質疑は一括して行います。  
質疑はありませんか。

#### 議員（前住孝行）

はい、5番、前住。

#### 議長（山根政彦）

前住孝行議員。

#### 議員（前住孝行）

2点、質疑させてください。

まずは1点目ですけど、公募された期間とプレゼン等を審査をされた日を教えてください。

また2点目、まだ指定管理者の指定がなされていない施設がありますが、いつされる予定か、お尋ねします。2点。

#### 議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

#### 町長（上川元張）

最初のご質問につきましては、担当課長の

方から答弁をさせていただきます。

それから二つ目の、指定管理がまだなされていない施設についての、いつするかということですが、これは3月定例会を目指して、そこでの議案上程を目指して検討を進めたいと思っております。

以上です。

#### 総務課長（山口由企夫）

それでは、初めの前住議員の、質問にお答えをいたします。

まず、募集期間でございますけれども、募集の開始が令和4年12月16日からということで、申請書の提出期限を令和5年1月20日まで、として募集を行っております。

また、選定委員会の開催日でございますけれども、令和5年1月27日、30日、31日この3日間で選定審査をしております。以上でございます。

#### 議長（山根政彦）

他に質疑はありませんか。  
(質疑なし)

#### 日程第6

議案第11号 損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

#### 町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第11号 損害賠償の額を定めることについて、でございますが、これは、令和4年12月22日、町道加地1号線において、大型トラックが道路側溝のグレーチング上通過した際、グレーチングを受ける部分の一部が欠損をしていたため、グレーチングがはね上がり、トラックの燃料タンクに損傷を与えたものであり、損害賠償を行うものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく

お願いいたします。

午前 9時47分 休憩  
午前10時05分 再開

**議長（山根政彦）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第7

議案第12号 財産の取得について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

**町長（上川元張）**

それではただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第12号 財産の取得について、でございますが、これは財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり、本議会の議決をお願いするものであります。

その内容は、1、財産の内容、除雪ドーザー1台。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の相手方 鳥取市湖山町東2丁目237。山陽重機株式会社、取締役社長、鎌田潔。4 契約金額 金2,178万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）5、取得の目的 除雪ドーザーを更新し、効率的な除雪を行うことで、冬季の交通確保をはかる。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（山根政彦）**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

**議長（山根政彦）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第1号 専決処分の承認について、専決第1号 若桜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号 令和4年度若桜町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可  
決されました。

議案第3号 令和4年度若桜町公共下水道事  
業特別会計補正予算(第3号)についてを議  
題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可  
決されました。

議案第4号 公の施設の指定管理者の指定  
(若桜駅前ナカ店舗 わかさカフェ)について、  
を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可  
決されました。

議案第5号 公の施設の指定管理者の指定  
(若桜駅前にぎわいプラザ)について、を議  
題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可  
決されました。

議案第6号 公の施設の指定管理者の指定  
(若桜町立多目的集会施設)について、を議  
題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。



(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可  
決されました。

議案第7号 公の施設の指定管理者の指定  
(若桜町活性化施設)について、を議題とし  
ます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可  
決されました。

議案第8号 公の施設の指定管理者の指定  
(若桜エゴマ工房)について、を議題とし  
ます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可  
決されました。

議案第9号 公の施設の指定管理者の指定  
(若桜町精米施設)について、を議題とし  
ます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議  
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可  
決されました。

議案第10号 公の施設の指定管理者の指定  
(若桜町氷ノ山自然ふれあいの里施設)につ  
いて、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

**議員（森田二郎）**

はい、2番、森田。

**議長（山根政彦）**

2番、森田二郎議員

**議員（森田二郎）**

議案第10号 公の施設の指定管理者の指定、若桜氷ノ山自然ふれあいの里施設について、質問します。

従来、この施設は、観光開発事業団が指定を受け、管理をしておりました。

今回、その同じように管理をしていた高原の宿氷太くん、それから道の駅、スキー場等々から、あえて切り離し、指定管理を公募し、そして他事業者へ指定を提案されたその経緯について説明を求めます。

**議長（山根政彦）**

答弁を求めます。上川町長。

**町長（上川元張）**

森田議員の質疑にお答えします。

議員がおっしゃいましたように、これまで、氷ノ山関係、氷太くんと、町営スキー場、それから索道、キャンプ場、これを一括、一体的に公募をしまして、結果が、観光開発事業団が指定を受けた、受けていたという経緯がございます。

ただこの度の更新に向けまして、一括だとハードルがかなり高い。けれども、キャンプ場だけならやってみたいという声を、複数要望として耳にいたしました。

昨今、アウトドアブーム、キャンプブームというのがございますので、キャンプ場について言えば、切り離して競争原理で、よりよい提案をされた業者を入れようではないかということで、キャンプ場は切り離して、公募をかけたということでございます。

選定の方につきましては、先ほど、議案上

程の際に総務課長が答弁したとおりでございます。以上です。

**議長（山根政彦）**

他に質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 財産の取得について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議員提出議案第1号 買物支援施設整備調査特別委員会の設置について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。川上守議員。

#### 議員 (川上守)

議員提出議案第1号 買物支援施設整備調査特別委員会の設置について。

若桜町議会委員会条例第5条の規定により、特別委員会を設置して、閉会中においても、次の事件の調査研究を行いたいので、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年2月24日提出。提出者 若桜町議会議員川上守。賛成者、若桜町議会議員、小林誠、同じく山本晴隆、同じく梶原明。

名称、買物支援施設整備調査特別委員会、設置の根拠は、地方自治法第109条によるものであります。

調査の目的、買い物支援等に関することを

調査するため。

委員の定数は10名であります。

調査の期間は、調査終了までとしております。よろしくお願いいたします。

#### 議長 (山根政彦)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回若桜町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前10時20分 閉会